

## 公共施設等の一体的整備の方針について

現時点において、市が考える各施設の一体的な整備方針は以下の通り。ただし、方針の決定にむけては委員会・議会と協議を重ねていく。

## (1) 藤原総合文化会館（昭和48年建築 3,158㎡ RC造 地上3階、地下1階）

## 【施設の現状】

- ・ 築50年が経過し、老朽化が進行。

## 【利用実態】（R1年間利用者数：10,084人）

- ・ 令和2年度以降休止中、他市有施設を代替施設として利用。



## 【今後の対応方針】

- 施設廃止（令和7年2月議会において、条例廃止の手続きを行う）
- 令和7年度当初予算で解体設計の予算を計上。
- 財源は国庫補助の活用が困難なことから、既存施設の複合化を前提とし、公共施設等適正管理推進事業債を活用。※充当率90% 交付税措置50%

## (2) 鬼怒川・川治温泉観光情報センター（平成17年度施工 174.96㎡ RC造 地上1階）

## 【施設の概要】

- ・ 藤原総合文化会館を改修。1階部分に、観光客に対する観光案内、施設の紹介等の機能を一元化した観光情報センターを整備。
- ・ 施設内機能：観光情報収集コーナー、休憩コーナー、事務室。

## 【利用実態】

- ・ 年間利用者数：97,251人（R5年度）



## 【今後の対応方針】

- 現施設を残すことで、補強等に多額の費用がかかることや景観上イメージダウンに繋がる可能性があることから、文化会館と一体的に解体する。
- 令和7年度当初予算で解体設計の予算を計上。
- 現施設については国庫を財源として整備していることから、国との調整を行う。
- 観光情報センターの駅前への機能存置は専門部会から要望されていることから、いずれかの手法により対応する。

### (3) 藤原図書館（昭和 58 年建築 1,120 m<sup>2</sup> RC 造 地上 2 階、地下 1 階）

#### 【施設の状況】

- ・ 築 40 年が経過し、施設の老朽化が進行。特に設備関係は、当初から更新されておらず老朽化が著しい。
- ・ 特に空調設備が機能しておらず、家庭用エアコンにより対応している状況のため、今年 6 月から 9 月にかけて 2 階の利用を制限している。

#### 【利用実態】（R4 年間利用者数：4,856 人）

- ・ 他図書館に比べ利用者数は少ないが、学習室は常に数名が利用している状況。



#### 【今後の対応方針】

- 施設の老朽化や設備の機能不全による利用者への健康被害を未然に防ぐため、利用制限など適切な対応を進める。
- 施設の安全性を確保するため、早急に仮設図書館を整備する。
  - 令和 6 年度仮設施設規模調査
  - 令和 7 年度仮設施設実施設計、整備工事
  - 令和 8 年度仮設図書館開設
- 新図書館については、仮設図書館の利用状況も踏まえ、デジタル化による施設規模の縮小を検討する。
- 現施設の解体については、文化会館等他施設の解体と併せ実施。（令和 7 年度解体設計）
- 財源は国庫補助の活用が困難なことから、仮設図書館整備、図書館解体、新図書館（複合施設）整備を一体のものとし、公共施設等適正管理推進事業債を活用。
  - ※充当率 90% 交付税措置 50%

### (4) 鬼怒川温泉駅前公衆トイレ（平成 21 年建築 RC 造 30.00m<sup>2</sup> 地上 1 階）

#### 【施設の概要】

- ・ 主に観光情報センターの利用者が使用することを想定して整備した公衆トイレ
- ・ 多機能トイレ完備

#### 【利用実態】

- ・ 水道使用量から推測 210m<sup>3</sup>（R5.5月～11月 公衆トイレ 34か所中 14位）  
（参考）センター利用者数：R5年＝9.7万人



#### 【今後の対応方針】

- 利用頻度が高く施設本体の劣化も進んでいないこと、令和 6 年度において、保全のための改修工事を行うことから、現状のまま継続するものとし、基本計画策定の中で今後の対応について検討。

## (5) 鬼怒川温泉駅前広場（平成17年度整備 施工面積0.71ha）

### 【施設の概要】

- ・都市公園として位置付けられているが、都市計画法上は駅前広場として都市計画道路の一部に位置付けられている。
- ・イベントゾーン 0.36ha：自然景観、温泉情緒を考慮し、やすらぎを感じる足湯、布滝、ロックガーデン等を整備
- ・交通アクセスゾーン 0.35ha：バス、タクシー乗り場、駐車場を整備
- ・南東側に蒸気機関車のターンテーブルが設置
- ・北東側の市営有料駐車場と隣接
- ・鬼怒川温泉駅前広場管理運営委員会と協定を締結し、同委員会が管理、点検、清掃及びパトロールを実施

### 【利用実態】

- ・来訪者が主であり、2次交通利用、観光情報センター利用の方が行き交う場。
- ・イベント開催などで利用されている。



### 【今後の対応方針】

- 駅前広場は、都市計画道路の一部であることから、その機能を阻害しない範囲内において、整備計画を検討する。
- また、当該地区は自然公園法における集団施設地区に指定されており、法を遵守した整備が求められるため、環境省との調整を進める。
- 駅前広場で現在実施しているイベントを調査するとともに、市有財産ポテンシャル調査のなかで具体的整備内容を検討する。